

京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市市民活動センター条例に規定されている京都市いきいき市民活動センター（別表参照）に係る公の施設の指定管理者の選定等を行うに当たり、必要な事項を審議するため、京都市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第16条の規定に基づき、京都市いきいき市民活動センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号にかかわる事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部人権文化推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月18日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

別表（第1条関係）

名 称	位 置
京都市北いきいき市民活動センター	京都市北区紫野北花ノ坊町18番地
京都市岡崎いきいき市民活動センター	京都市左京区岡崎最勝寺町2番地
京都市左京東部いきいき市民活動センター	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2
京都市左京西部いきいき市民活動センター	京都市左京区田中玄京町149番地
京都市中京いきいき市民活動センター	京都市中京区西ノ京新建町3番地
京都市東山いきいき市民活動センター	京都市東山区花見小路通古門前上る巽町450番地
京都市下京いきいき市民活動センター	京都市下京区上之町38番地
京都市吉祥院いきいき市民活動センター	京都市南区吉祥院砂ノ町47番地
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町62番地の2
京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地
京都市久世いきいき市民活動センター	京都市南区久世大築町54番地の1
京都市醍醐いきいき市民活動センター	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の21
京都市伏見いきいき市民活動センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町6番地の2